

規制シート(様式)

190198000340001

平成28年12月26日

規制の名称	沿道地区計画の区域内における行為の届出等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	都市局都市計画課長 宇野善昌
規制目的	道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、沿道地区計画の決定等に関し必要な事項を定めることにより、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もって円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的とする。		
規制内容の概要	沿道地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物等の建築行為等を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、設計・施行方法、着手予定日等を市町村長に届け出なければならない。市町村長がその届出に係る行為が沿道地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告すること等ができる。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	沿道地区計画に関する都市計画は49件決定されている(平成26年3月31日時点)。沿道地区計画の区域内における土地の区画形質の変更、建築物等の建築行為等を届出制とし、市町村長が届出に係る行為が沿道地区計画に適合しないと認めるときは勧告を行うことにより、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図ることが可能となっているため、今後も引き続き当該規制を維持する必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		